

地 域 連 携 だ よ り

彦根市立病院
〒522-8539 滋賀県彦根市八坂町1882番地
TEL : 0749-22-6050(代)

問い合わせ先 彦根市立病院 地域医療連携室
TEL : 0749-22-6053 FAX : 0749-22-6093

いつもありがとうございます

タイムリー&スピーディな対応で 在宅での生活を支える



彦根市立病院
訪問看護ステーション
「ほほえみ」

所長 池崎 潤子

当ステーションは平成26年から市立病院直属となり、公立のステーションとしての役割も担っています。当院の敷地内にあるため、緩和ケア科、在宅診療科をはじめ各診療科とも連携を取り、在宅でできるだけ長く過ごされたい方、やはり病院での加療を望まれる方など連携が取りやすくなっています。

訪問看護では、利用者さん宅(ご自宅やサービス付き高齢者住宅等)に出向き、病棟で受けておられる処置の中でも、特殊な医療機器を必要とするケアでなければ、大半は在宅でも継続可能です。

基本的な体調管理はもとより、排泄ケア、清潔ケア、褥瘡や創処置、内服管理、疼痛コン

トロール、各カテーテル管理、介護相談、在宅看取り等終末期ケア、その他主治医の指示に沿った処置や必要なケアを行っています。

また、当院には多分野にわたる認定看護師がおり、相談しやすい環境にあります。分野は限られますが、認定看護師と在宅へ同行訪問することで、早期に問題解決でき安心して在宅生活を継続できたケースもあります。

訪問看護には、限られた時間をその方にだけ費やすことや、在宅で考えられるケアを最大限提供できるメリットがあります。

タイムリーでスピーディな対応を心がけておりますので、いつでもお気軽にご相談ください。



◆ 訪問看護実績

前年度は当院含め7病院と18診療所から指示をいただき、延件数1656件、延回数7719回、月平均138件の訪問をさせていただきました。今年度も前年度以上に依頼をいただいております。

<令和元年度9月時点での実績>

	訪問延件数 月平均	訪問延回数 月平均	令和元年度 半期新規件数	令和元年度 半期在宅看取り
平成30年度9月時点	134件	579回	35件	11名
令和元年度9月時点	146件	700回	60件	11名



◆ スピーディな対応を実践 ～70歳代女性の事例～



2週間前から歩行困難、左側臥位での長期臥床により褥瘡の発生がありました。食事摂取量も低下し、受診困難にて在宅診療科の介入が開始されました。同時に訪問看護の介入も開始となり、介入依頼の10分後には自宅に到着しました。介入後すぐに、褥瘡の早期改善に向け形成外科や皮膚・排泄ケア認定看護師と連携をとり褥瘡処置方法について確認、また訪問介護やエアマットの導入を調整しました。点滴施行により経口摂取量が増加し、体位変換も可能となり、褥瘡も早期に改善することができました。

訪問看護
初日



5cm大びらん
ハイドロサイト貼用
点滴3日間実施

介入
2週間後



1cm大へ縮小
デュオアクティブETへ変更

介入
3週間後



ほぼ上皮化
デュオアクティブET継続

形成外科・
皮膚排泄ケア認定看護師
と連携開始

ぜひご紹介をお願いします！

依頼後早期より介入し、専門性の高い看護を提供します。また、利用者さんやご家族の希望に沿えるよう、丁寧で温かい看護を目指しています。

★「ほほえみ」スタッフ

- 所長 1名(看護師)
- 看護師 10名
- 事務員 1名

※病状に応じて、

土・日曜日、祝日も対応や訪問をしています。

※緊急連絡体制を整備しており、
24時間緊急電話の対応もしています。

彦根市立病院 訪問看護ステーション「ほほえみ」

- 所在地 : 彦根市立病院医療情報センター内
- 業務時間 : 月～金曜日(祝日および年末年始は除く)
午前8時30分～午後5時15分
- 連絡先 : 電話:0749-27-0151 FAX:0749-27-0153

訪問看護ステーションに 特定看護師を配置しています

◆ 特定看護師とは？

厚生労働省は、保健師助産師看護師法において、これまで「診療の補助」に含まれないとされてきた特定の医療行為を、医師の指示を受けて「診療の補助」として実施する、とこれまではない新しい看護師として認可しました。

特定看護師は、これからの超高齢社会において、医師不足が予測される在宅や医療現場で、主治医の包括的指示の範囲の中で、特定行為が必要な時に実施できる看護師として医療チームをまとめ、コーディネートする役割と責任を担っています。

在院日数を短縮化して急性期病院の役割を担う当院においても、継続された医療連携が在宅の現場では不可欠です。特に急性期の治療を終えられた患者さんにおいては、さまざまな状況で退院し在宅療養を始めることになります。在宅医療でのこの特定行為の実践は、そもそも国の勤める方針でもあり、在宅診療科や地域の他職種の方々と連携し、さまざまな場面で活動しています。当院の特定看護師は現在2名が活動しており、4月より1名が訪問看護ステーションに配属され、院外にも活動を広めています。

◆ こんなことも訪問看護で実施できます

(2017年9月～2019年10月)

特定看護師としての実績

	2017年度	2018年度	2019年度
気管チューブの位置の調整	12 回	2 回	0 回
IPPV設定調整	10 回	5 回	0 回
NPPV設定調整	5 回	2 回	0 回
鎮静剤投与量の調整	6 回	0 回	0 回
人工呼吸器からの離脱	6 回	1 回	0 回
気管カニューレの交換	8 回	0 回	11 回



訪問看護ステーションへ配属

訪問看護での実績
(延べ患者数2名)

人工呼吸器による治療が必要な患者さんは、ICUに限らず在宅に拡大しています。人工呼吸器が安全に管理でき、患者さんの苦痛が少しでも軽減できるよう、他職種や家族と協力し様々なプランを提案させていただいています。人工呼吸器の設定は医師の指示を待ち変更をしていましたが、特定行為を実践することで患者さんの呼吸に合った設定をタイムリーに変更することが可能になりました。現在は、在宅診療科の先生や地域の開業医の先生にご指導をいただきながら、気管切開カニューレの交換を定期的実践しています。訪問看護で気管切開カニューレの交換を行うことにより、交換時の対象者・ご家族の不安を理解し、それらを軽減する工夫や助言をさせていただいています。また、ご家族が抱える人工呼吸器や吸引、酸素療法に関する不安や疑問にできるだけわかりやすく説明させていただいています。

「患者さんが治療を受け、住み慣れた地域で元の生活に戻る」という最良のゴールを目指し、在宅医療への連絡や調整を図り、患者さんやご家族、医療スタッフの満足を得られるよう努力したいと考えています。どうぞよろしくお願いたします。

